

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

同代理人

[Redacted]

弁護士

[Redacted]

処 分 庁

[Redacted] 所長

審査請求人が、平成26年1月14日付けで提起した生活保護法に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成25年11月21日付けで行った保護申請却下決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成25年11月21日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った生活保護法(以下「法」という。)に基づく保護申請却下決定処分(以下「本件却下決定」という。)の取消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 事実経過の整理

ア 平成23年10月 請求人は、過呼吸発作の続発により職場(配管工)朝礼中に突如倒れ、救急搬送される。その後も療養しながら働いていたが、常に息苦しさ、ふらふら感を感じ、次第に働くことが状態となる。

イ 平成23年12月 失職。以降、貯金を切り崩しながら体調の回復を待つ。

ウ 平成24年6月 数か月前より求職活動を再開させ、清掃のアルバイトを開始(大型商業施設内の深夜の清掃作業:週5日)したが、同年7月ころから過呼吸発作が再頻発し同年10月ころ就労不能となり退職。

エ 平成25年9月 家計援助していた同居人が、支えきれなくなり同居解消、単身となる。さらに困窮を深め、公共料金はおろか、家賃4か月滞納状態。栄養状態も悪化、体調が悪い状態が続く。

オ 平成25年10月4日頃 処分庁(5階)に赴き、受付カウンターに生活が苦しく相談に来た旨の申告を行うと、質問事項用紙を渡され、氏名・住所等記入。

相談ブース内にて、職員Aから事情を説明したところ、「働けるならハローワークに行き、職を探してください。働けないというのなら、病院に行ってもらわないといけないので、今日は金曜日で今の時間から病院も紹介できないので、後日来てください。」と言われ、申請に至らず。相談終了。

カ 第1の申請：本件援助申込みである審査請求にかかる申請(以下「本件申請」という。)

平成25年10月25日 携帯電話で得た情報を元に、申請が必要だと知り、再度、職員Aに「申請させてください」と求め、申請に至る。

このときも過呼吸や体調がすぐれないことを訴えると、医者の診断が必要ということで同月28日に改めて処分庁に来るよう言われる。

キ 平成25年10月28日 請求人は、午前9時に窓口を訪問し、職員Aより病状調査指示書を手交され、今から内科の診察を受けに病院に行き、同月30日には精神科の診察を受けに病院に行くよう指示を受ける。

ク 平成25年10月29日 職員Bが自宅に来所。自宅内にてこれまでの生活歴や現在の所持金について聞かれ、所持金は電

気代を支払うとほとんどなくなることを告げる。

ケ 平成25年10月30日 病院にて精神科受診
診察した医師から、病気があること、治療の必要があることを直接説明された（詳しい病名は覚えていない）。

コ 平成25年11月1日 処分庁を出頭するが、同月4日に再度来るよう指示される。

サ 平成25年11月4日 処分庁に出頭し、管理会社から記入してもらった家賃証明書を提出。しかし、家賃証明書の記載に書き間違いがあり、そこに訂正印がないという理由で受領されず、取り直してくるよう指示。その足で戻り、管理会社に訂正印をもらい、再提出。

シ 平成25年11月7日 職員Bから電話。話があるので処分庁に明日出頭するよう求められる。電話で話してもらえないかと尋ねると、電話では話せないということだった。

セ 平成25年11月8日 請求人は処分庁に出頭し、相談ブース内で待機していたところ、ブース内に職員Bと職員Bの上司である職員Cが入ってきて、「病院からの回答を受け、所内検討したところ、あなたは就労活動ができるという判断をしたので、求職活動をしてください。」「まず、ハローワークに登録し、ハローワークの相談員に職業紹介を申込み、求職活動をしてください。その上で、その活動状況を報告書に記載して1週間後に提出してください。」「求職活動報告書には、1枚につき6件の求職活動を記載することになっているので、6件の応募をし、この紙を埋めてきてください。」と言った。

この際、請求人は、体調が悪く医師からも病気があるので治

療の必要があると言われたこと、所持金がなくなって食べることも困っていることを伝え、相談したが、職員Cは「求職活動をしてください。」という一点張りで、所持金についてもどうにもできない、という回答だった。

ソ 平成25年11月9日 ハローワークに行き、求職登録するための職員との面談において、現在生活保護申請中であることを告げた。必要事項に記入し、質問に答え、求職登録が完了し、登録票を受領する。

タ 平成25年11月12日 ハローワークに行き、求職活動を行う。

具体的には、端末に条件を打ち込み、経験のある清掃業の求人票をプリントアウトし、それを受け付けに提出し、相談員とともに求人者に対する連絡してもらう。条件の確認の後、紹介状を受け取り、自宅から履歴書発送した。

チ 平成25年11月14日 ハローワークに行き、求職活動を行う。

具体的には、端末に条件を打ち込み、経験のある清掃業の求人と倉庫内のピッキング・梱包作業の求人の求人票をプリントアウトし、受け付けに提出。相談員から確認をとってもらい、1件は面接日が決まり、1件については紹介状受領の上履歴書送付。

ツ 平成25年11月15日 処分庁に出頭し、求職活動の状況を報告し、求職活動を通じて就労する意思があることを説明した。

職員Cが求職活動報告書を見て、「少ないですね。これだけですか。最低でも1枚全部埋めて来るようにと言いましたよ

ね。」と請求人に言った。

請求人は、所持金がないので、近場のところしか探せないと説明するが理解してもらえず、職員Cは請求人にしばらく待つように言い残し、再び、相談ブース内に、助言指導書（ ）を持参し、請求人に手交し、「もう1週間、この助言指導書のとおり、熱心に求職活動をしてきてください。」と言った。

助言指導書には「ハローワーク等を活用し熱心に求職活動を行い、継続的かつ自立を目指した仕事に就くこと。また、その結果を処分庁に挙証資料等を持参して報告すること。」とし、その履行制限として「平成25年11月21日（水）正午」と指定されている。

請求人は、体調が悪く、医師からも病気があると言われていて病名が知りたいので診断書を見せて貰えないかと尋ねたが、見せられないということだった。

テ 平成25年11月19日 ハローワークに行き、求職活動を行う。

大型商業施設内の清掃の仕事を見つけ、職業紹介を受け、相談員を通じた求人者との確認がとれ、紹介状を受領のうえ、履歴書を発送する。そのほかにも携帯電話のネット情報にて求人が出ていた求人先に直接電話をかけるなどして求職活動を行う。

ト 平成25年11月20日 処分庁に出頭し、求職活動報告書を提出するも、職員Bから再度「これだけですか。」と言われ、職員Cからは所内で検討し、後日連絡しますと言われる。

この間、買い置き米のみ。1日1食。飢えながら求職活動継続。

ナ 平成25年11月22日 夕方、自宅に、生活保護申請却下決定通知書が届く。通知書には、「生活保護開始申請書を受理後、口頭及び助言指導書により就労に向けて稼働能力の活用を助言指導していたが、請求人から提出があった「求職活動状況・収入報告書」等を検討した結果、稼働能力を十分に活用しているとは認められない。そのため、保護要件を充足していないため平成25年11月21日付で当該申請を却下する。」と記載され、決定が法定期間を徒過した理由については「稼働能力調査に日時を要したため」と記載されていた。

ニ 第2の申請（参考）

平成25年11月26日申請（代理人ら同行）

ヌ 平成25年11月28日 再度求職活動報告と所持金についての面談

*前日にもハローワーク、翌日面接予定（ ）：所持金11円 求職活動を行うどころか、食べることも事欠く状態に陥る。1日500円当たりで計算される貸付を受ける。

代理人より、岸和田市地裁判決の概要及び規範について処分庁に文書差入れ、同規範に基づいて判断するよう申し入れを行う。補足意見書を提出。

職員Cより、代理人の発言を聞き間違え、代理人及び請求人等に対し、暴言を吐いたとして抗議を受ける。

ネ 平成25年11月28日～ 請求人体調すぐれない中、求職活動を継続し、たびたび処分庁に報告するも一向に開始決定はなされず、「所内検討中」を繰り返す。

同月26日付、同年12月6日付、同月11日付、報告書提出。

電力会社から電気供給停止の通告が入る。代理人から、ライフラインが停止されることも処分庁に連絡を行う。

ノ 平成25年12月2日 代理人より「処分庁職員らの言動に対する抗議と是正申入れ」提出受理。

ハ 平成25年12月9日 職員C及び職員Dは、法定2週間経過してもなお、一向に開始決定は出さず、「現在検討中」を繰り返すのみ。

ヒ 平成25年12月12日 複数回にわたり、決定について問い合わせを行う。

フ 平成25年12月14日 同月12日付保護開始決定書が届く。

決定期間徒過については、「稼働能力調査に日時を要したため」と記載されている。

ヘ 平成25年12月17日 医療券を受領し、精神科受診したところ、医師から「パニック障害・外出恐怖症」、少なくとも1月は治療に専念し、様子を見るように」と診断される。

(2) 本件却下決定が違法・不当である理由

稼働能力を活用していると認められないとの判断の誤り

ア 稼働能力の活用要件を充足していること

(ア) 本件申請理由は、本件却下決定通知書記載の理由に加え、処分庁職員Cの口頭説明（平成25年11月26日の代理人同席の面談）から、稼働能力活用の要件のうち、①稼働能力の有無、②活用の意思、③就労の場の各要素のうち、①につ

いて、検診命令に対する医師の回答を踏まえ、稼働能力は有るものの、程度については完全なものではないので、軽作業程度の能力があるものと判断したと説明した。

次に、②の活用の意思については、活用の意思がない、もしくは不十分であったため、要件充足しないものと判断したというものである。

(イ) 岸和田市生活保護却下処分取消等訴訟において示された確定裁判例（平成21年行ウ第194号平成25年10月31日大阪地方裁判所第7民事部判決）によれば、①については、稼働能力の有無だけでなく、稼働能力の程度についても考慮する必要があり、かつ、稼働能力の程度は、申請者の年齢や健康状態、生活歴、学歴、職歴等を総合的に勘案する必要があること、②については、申請者の資質や困窮の程度等を勘案すべきと指摘しつつ、当該申請者について社会通念上最低限度必要とされる程度の最低限度の生活の維持のための努力を行う意思が認められれば足り、③については、申請者が求人側に対して申込みをすれば原則として就労する場を得ることができるような状況か否かによって具体的に判断し、有効求人倍率等の抽象的な資料のみで判断してはならないとし、また、ここにいう「就労の場」とは申請者が一定程度の給与を一定期間継続して受けられる場をいう、と判示している。

(ウ) 上記規範に、請求人の状況を当てはめれば、①について、精神科医師から投薬を含めた治療行為が必要として傷病の存在が通知されていることから、請求人の健康状態等を中心に総合的に勘案すれば、その程度はゼロではないとしても、治療が一切行えていない状態にあることから一定の治療を開始し、その治療状況を受けて活用しうる稼働能力の見極めがなされるべきである。当然、活用しうる稼働能力の程度がゼロ

にないとしても、本人の生活困窮状況、とりわけ、所持金や求職活動に必要な費用を踏まえる必要があることは言うまでもない。

なお、その後、請求人は1カ月程度の治療専念を要する「パニック障害・外出恐怖症」と医師に診断されており、稼働能力があったという判断自体に誤りがあったことが判明している。

(エ) 次に、処分庁の却下理由の主因は、活用の意思がないものと判断したという説明であるが、明らかに誤っている。前記のとおり、②活用の意思について、確定裁判例は、申請者の資質や困窮の程度等を勘案すべきと指摘しつつ、当該申請者について社会通念上最低限度必要とされる程度の最低限度の生活の維持のための努力を行う意思があれば足りるところ、請求人は、長くこれまで就労によって賃金にて生活を維持させてきたものであり、原因不明の過呼吸症候群を抱え、失職し、それでもなお清掃のアルバイトを行ってきている。

本件申請後も、ハローワークにたびたび足を運び、求職登録、求人検索、求人票に基づく求職相談を受け、複数の求人先に履歴書を送付し、また、面接などにも臨んでいるところであるし、求人誌などによるハローワークを経由しない求職活動も継続しており、社会通念上最低限度必要とされる程度の最低限度の生活の維持のための努力を行い続けており、その意思の存在は明らかである。

(オ) ③就労の場について、確定裁判例は、申請者が求人側に対して申込みをすれば原則として就労する場を得ることができるような状況か否かによって具体的に判断することを求めているところ、請求人は、当時、ハローワーク等を利用した求

職活動を維持し、困窮しつつ体調もすぐれない中で、最低限度の生活を維持するための努力を行っていたが、履歴書を送付し、あるいは、面接を受けた求人先から不採用の通知が届くなど採用には至らないなど具体的に就労する場を得ることができていないことから、請求人が求人側に対して申し込みをすれば原則として就労する場を得ることができるような状況にはなく、補足性の要件に欠けるところはない。

(カ) なお、念のために、前記岸和田生活保護却下訴訟判決に関して、訴訟提起に先立ち、審査庁に対して審査請求を行っていたところ、審査庁は平成21年6月3日付決定において、「3日に1日の就職活動であり、真摯に求職活動をしていない」（社援第1397号）などとして棄却裁決処分を行った。この点に関し、2013（平成25）年12月2日、この裁判支援を行った当事者団体である全大阪生活と健康を守る会との行政交渉の場において、審査庁担当者は「裁判の判決について重く受け止めたい。事例については監査等できっちり周知したい。今後につなげていきたい。」とし、裁決の誤りを容れる回答を行っているところである。

まさに、本件審査請求は、みずからの稼働能力の活用要件の判定に対する誤りを正すべき機会が来たのであるから、また、上記裁決から4年半が経過してもなお府内において同種の事例が頻発していることから、確定司法判断に基づいて明確に処分庁の判断の誤りを宣明しなければならない。

イ 「助言」を超えた就労指導がなされていること

厚生労働省は、2013年12月10日、生活保護制度の見直しに関する説明会を開催し、「運用の留意事項について」と題する文書中「稼働能力の確認について②」にて、「生活保護

の申請後、保護決定の前の段階において、求職活動の状況の報告を求めるのではなく、ハローワークでの具体的な求職活動を指導するなど不適切な事案が指摘された。保護の申請後、その決定、実施に当たって、保護の受給要件を満たしているかどうかを確認するために、保護申請をした方から資産、収入の状況が分かる資料、求職活動報告書等の資料の提出を求めることや病院への受診を助言指導することは認められているところであるが、上記のようにハローワークでの具体的な求職活動の指導等は、保護の開始決定前には認められていない。これらの指導は、保護の開始決定後に法第27条に基づく指導及び指示として行われるべきものであることに留意願いたい。」とした。

これは事実上、**市**における「保護申請時における就労にかかる助言指導のガイドライン」の違法性、あるいは、右ガイドラインが各実施機関において独り歩きし、決定までの期間について法原則と例外が逆転した運用がなされ、「助言」という名の「就労指導」がなされている行為の違法性について言及したものである。

当の**市**も、**日**に開催された支援当事者団体である全大阪生活と健康を守る会との行政交渉の場において、本件事案に対する見解と処分庁の対応について、「ハローワークに行くとか求職活動の指示は保護が開始決定してからです。今日出された事案の内容が指導指示になっていれば、通知を守って仕事をしなければならない立場としては申し訳ない。指導をしていきたい。」と述べ、誤った対応であることを認めている。

ウ 「仕事につくこと」という指導は無効であること

さらに、処分庁が、平成25年11月14日付に発出した助言指導書には、保護受給者ではない請求人に対して、実質的な「指

導指示」に至る具体的な求職活動を求めているだけでなく、「職に就くこと」まで求めている。

いうまでもなく、職に就くことは雇用契約の当事者双方の意思の合致が必要となるため、請求人がいくら職に就きたいと考えても、採用に至らなければたどり着けず、不可能を強いるものとしてかかる「助言」（実質的な指導指示）は無効と言わざるを得ない。

以上から、本件却下決定は誤りであって違法不当であるから、審査請求の趣旨記載のと通りの裁決を求めて本申立てに及ぶ次第である。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

- (1) 平成25年10月25日付けで、請求人は処分庁に対し、「今まで請求人の彼女が生活のめんどを見てくれてましたが、別れて親も姉もめんどどう見てくれません。自身働きたいと思いますが体調悪くて働けません。生活保護おねがいです。(原文どおり)」を理由に保護申請書を提出し、処分庁は同日これを受理したこと。
- (2) 平成25年11月21日付けで、処分庁は本件却下決定を行い、請求人に対し、上記(1)の申請を却下する旨を「保護申請却下通知書」により通知したこと。なお、同通知書には却下の理由として「生活保護開始申請書を受理後、口頭及び助言指導書により就労に向けて稼働能力の活用を助言指導していたが、請求人から提出があった『求職活動状況・収入申告書』等を検討した結果、稼働能力を十分に活用していると認められな

い。そのため、保護要件を充足していないため平成25年11月21日付で当該申請を却下する。」との記載があること。

(3) 平成26年2月18日付けで、処分庁が審査庁に対して提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、次の趣旨の記載があること。

ア 平成25年10月25日 生活保護開始申請書を受理

イ 平成25年10月28日 検診命令（病院精神科）

ウ 平成25年10月30日 検診命令（病院内科）

エ 平成25年11月1日 平成25年10月30日付けの病状調査結果報告書（精神科）を受理。当報告書によると「身体的精査の結果、明らかな身体因がみとめられておらず『身体表現性障がいの疑い』と考える」との内容であった。

オ 平成25年11月7日 平成25年11月5日付けの病状調査結果報告書（内科）が郵送される。当報告書によると「採血及び胸部X線、心電図について異常なく、病状調査の結果は『異常なし』」との内容であった。

カ 平成25年11月7日 ケース診断会議を開催する。（稼働能力の有無を判断するために開催する）

家庭訪問による生活歴及び身体状況等の把握、検診命令（精神科・内科）の結果等を考慮して、総合的に判断した結果、請求人には稼働能力が有ると判断した。

キ 平成25年11月8日 請求人が処分庁に来庁

請求人に改めて求職活動について口頭により助言指導をする。具体的には、一週間ごとに「求職活動状況・収入申告書」により求職活動状況を処分庁に報告することを説明した。

また、求職方法として、ハローワークや求人誌、新聞広告等を活用すること、熱心に求職活動することを申し添えた。

なお、請求人は約1年間仕事をしていない事情から、清掃等の短時間作業での求職活動を中心に求職活動することを付け加えた。

この際、請求人は「病気の僕に働けって言うんですか？」と怒り出す。

ク 平成25年11月14日 検診命令先の医療機関の病院長名による平成25年11月12日付けの「診療状況について（回答）」により請求人は異常なし、今後の診療も不要で、労働できる範囲については「どんな仕事をしても差し支えない」ことも確認する。

ケ 平成25年11月14日 求職活動に関する助言指導書を交付する。

コ 平成25年11月15日 助言指導書を郵送する。

サ 平成25年11月15日 請求人が処分庁に来庁
請求人から「求職活動状況・収入申告書」及びハローワークカード等の提出があった。

同日までの求職活動は2日、求職先は3社であった。

そのため、処分庁からはハローワークでの求職活動以外にも新聞広告や求人誌などを利用して熱心に求職活動してほしいことを再度助言指導した。

しかし、請求人は「もっと求職活動をしろと言っているので

すか、僕は病気なんです。病院で言われたんですよ。病院からの書類を見せてほしい」と言う。

処分庁としては病院からの診断結果をみせることはできないことを請求人に説明した。

シ 平成25年11月20日 請求人が処分庁に来庁

請求人から「求職活動状況・収入申告書」及び紹介書等の提出があった。

同月16日から同月20日までの求職活動は3日、求職先は3社であった。

処分庁からは助言指導書の内容を再度説明し、履行期限が明日の正午であることを申し添える。

ス 平成25年11月21日 ケース診断会議を開催する。(保護の可否を判断するために開催する)

処分庁は申請書を受理後、再三再四にわたり請求人に対して稼働能力を活用することを助言指導したが、提出があった「求職活動状況・収入申告書」等の内容では稼働能力が十分に活用された求職活動をしているとは認められず、法に定める保護要件を充足していないため本件申請を却下することとする。

セ 請求人は生活保護申請に至った理由として親族や知人の援助が受けられないこと以外に、体調不良により就労できないことも申立てている。

しかし、検診命令先の医療機関からは平成25年10月30日付けで「身体的精査の結果、明らかな身体因がみとめられておらず『身体表現性障がいの疑い』と考える」との回答があり、同年11月5日付けの回答では「採血及び胸部X線、心電図について異常なく、病状調査の結果は『異状なし』」とあった。

そこで、ケース診断会議において、これら医療機関からの回

答や家庭訪問時の請求人の生活状況及び生活歴等を総合的に判断し、請求人には稼働能力があると判断したものである。

また、同月12日付けの医療機関からの回答により労働できる範囲について「どんな仕事をしていても差し支えない」と確認しているが、請求人が約1年間仕事をしていない事情を考慮して、清掃等の短時間作業を中心に求職することを助言している。

上記のとおり処分庁としては請求人に対して、医療機関からの回答を基に、請求人の過去の職歴等も考慮して稼働能力を慎重に検討し、求職活動の助言指導を行ってきたものである。

さらに、請求人の求職活動にあたり、ハローワークでの求職方法が記された書類を配付したり、ハローワーク以外にも求人誌、新聞広告等を活用して求職活動することも助言しており、請求人に対して丁寧な求職活動の助言指導を行っており、また、再三積極的に求職活動するよう助言指導してきた。

しかしながら、請求人から報告された求職活動状況においては、請求人において稼働能力が十分に活用された求職活動が行われたとは認められなかったため本件却下決定に至ったものである。

最後に、助言指示書の「仕事に就くこと」の表記については、適切さを欠くものであったが、処分庁が申請時から助言指導している内容はあくまでも稼働能力を活用した求職活動であって、仕事に就くことが目的ではない。

「仕事に就くこと」については保護開始後の求職活動による努力目標であって、実質的には保護申請却下通知書に記載したとおり法第4条にいう保護要件となる「稼働能力の活用」を助言しているものであり、現実的に「仕事に就くこと」を求めているものではない。

- (4) 弁明書と同時に審査庁に提出のあった証拠書類には、次の趣旨の内容があること。

ア 新規申請調査ケース記録票(3)には、「【家賃滞納】H25.8月～10月分 56,000×3=168,000」、同記録票(4)には、「<資産>なし 自転車1台所有・D銀行d支店 39円(10/29現在)・E銀行 e支店 0円(10/29現在)」、同記録票(5)には、「【滞納】家賃H25.8月～10月分 関西電力 H25.9月 6,599円(8/9～9/9) H25.10月 3,434円(9/10～10/8) ※F銀行口座に9/2、9/17、10/25に「XXXXXXXXXX」名義から少額ずつではあるが振込あり(10,066円)。生活費に遣いその残金が上記6,609円。XXXXXXXXXXとは電話では話すが、お金の援助は一切無理。」との記載があること。

イ 平成25年11月1日付けで処分庁が受理した請求人にかかる精神科の「病状調査結果報告書」には、傷病名として、「身体表現性障害の疑い」、病状として、「約2年前より特に原因なく、呼吸苦、動悸、耳鳴り、めまい等の身体症状が出現し、自宅に閉居しがちな生活となっている。」、病状調査の目的に対する医学的所見として、「身体的精査の結果、明らかな身体因がみとめられておらず、上記診断を考える。」との記載があること。

ウ 平成25年11月7日付けで処分庁が受理した請求人にかかる内科の「病状調査結果報告書」には、傷病名として、「異常なし」、病状として、「動悸で各種精査したが異常なし。心因性のものが想起された。」との記載があること。

エ 平成25年11月7日付けのケース診断会議記録票には、会議の要点、内容及び結論として、「【要点】稼働能力の有無に

ついて【結論】家庭訪問による生活歴及び身体状況等の把握及び検診命令等を考慮して、総合的に判断した結果、請求人には稼働能力が有ると判断する。」との記載があること。

オ 平成25年11月8日付けのケース記録票には、「請求人来所（職員C，職員B対応）あらためて求職活動について助言指導するため処分庁が請求人に来所を依頼したもの。別紙『「求職活動状況・収入申告書」を提出してください』の書類を提示し、読んで説明をしたうえで、当該書類を請求人に渡す。一週間ごとに処分庁に報告に来所するよう助言指導をした。たとえば、求職活動については一週間に『求職活動状況・収入申告書』の用紙の裏面の6行を記入する程度（求職活動件数6件）、それ以上の求職活動はより評価できるが、努めてほしい旨説明した。ハローワークに毎日通っても求人情報は変わらないので、3日程度空けて求職活動をすることも助言する。また、その空いた3日間は求人誌や新聞広告等により求職活動を行うことを申し添える。なお、請求人は約1年間仕事をしていない事情から、清掃等の軽作業での求職活動を中心に求職活動することを付け加えた。求職活動の説明時に、請求人は「病気の僕に働けって言うんですか？」と怒り出す。」との記載があること。

カ 平成25年11月14日付けで処分庁が受理した請求人にかかる「診療状況について（回答）」には、病名として、「異常なし」、病状等の参考事項として、「精神科的要素が主体で、就労の規定因子となる」、診療の状況として、「今後不要」、労働できる範囲として、「どんな仕事をしてしても差し支えない」との記載があること。

キ 平成25年11月14日付けで処分庁が請求人に対し発行した助言指導書には、助言指導事項として、「ハローワーク等を

活用し熱心に求職活動を行い、継続的かつ自立を目指した仕事に就くこと。また、その結果を処分庁に挙証資料等を持参して報告すること。（履行期限 平成25年11月21日（水）正午）」との記載があること。

ク 平成25年11月15日のケース記録票には、「請求人来所（職員C、職員B対応）請求人より『求職活動状況・収入申告書』及びハローワークカード、紹介書等の提示があった。求職活動は11月12日と11月14日で、計3社への求職活動中（結果待ち外）とのこと。他の日は特に求職活動はしていない。処分庁より、ハローワークでの求職活動日以外には新聞広告や求人誌などを利用して、求職活動をしてほしいと再度助言指導した。請求人は「もっと求職活動をしろと言っているのですか、僕は病気なんです。病院で言われたんですよ。病院からの書類を見せてほしい」と主張する。病院からの書類を見せることは処分庁としてはできないことを説明した。また、1週間後の求職活動の報告を依頼する。請求人は、さきほど処分庁に提示した『求職活動状況・収入申告書』を手に取り、相談室から退出した。」との記載があること。

ケ 平成25年11月20日付けのケース記録票には、「請求人来所（職員C、職員B対応）請求人より『求職活動状況・収入申告書』及び紹介書等の提示があった。求職活動は11月18日（面接）と11月19日、11月20日で、計4社への求職活動中（結果待ち）とのこと。インターネットでの求職活動は『求職活動状況・収入申告書』に記載されているが、挙証資料はない。また、求人誌での求職活動は『求職活動状況・収入申告書』への記載がなく求職状況は不明。他の日は特に求職活動はしていない。処分庁から助言指導書の内容について再度説明する。また、助言指導書の履行期限は明日の正午であることを

念のため付け加える。」との記載があること。

コ 平成25年11月21日付けのケース記録票には、「本日、履行期限までに請求人よりの報告はなかった。」との記載があること。

サ 平成25年11月21日付けのケース診断会議記録票には、会議の要点、内容及び結論として、「【要点】当該申請にかかる保護の要否について 【結論】処分庁は申請書を受理後、再三再四にわたり稼働能力を活用することを助言指導しているが、請求人は稼働能力を十分に活用していると認められない。そのため、保護要件を充足していないため本日付けで当該申請を却下する。」との記載があること。

シ 平成25年11月15日、同月20日付けで処分庁が請求人より受理した求職活動状況・収入申告書には、求職活動日数が6日間、応募案件が6件である旨の記載があること。

(5) 平成26年4月28日付けで、請求人が審査庁に対して提出した反論書(以下「反論書」という。)には下記の内容があること。

ア 処分庁は、平成25年11月14日付「助言指導書」()は「仕事に就くこと」となっているが、これは「仕事に就くことが目的ではない」し、「保護開始後の求職活動による努力目標」であって、「現実に『仕事に就くこと』を求めているものではない」という。まったくの詭弁と言うほかない。

作成された助言指導書には「履行期限」(この表現も処分庁の違法運用の現れであるが)が設けられ、「平成25年11月

21日(水)正午」とされている。さらに「助言指導事項」として「ハローワーク等を活用し熱心に求職活動を行い、継続的かつ自立を目指した仕事に就くこと。また、その結果を処分庁に挙証資料等を持参して報告すること」とも記載されている。

本件の「助言指導書」が、生活保護申請中の請求人に対し、履行期限を設けたうえで、熱心、且つ、具体的な求職活動を文書をもって指示し、その活動の挙証資料まで持参させ、継続かつ自立した職に就くこと、というものであることは誰の目にも明らかであり、実際、処分庁は請求人の求職活動状況を不十分であるとし、法定期間を渡過延長させ、却下している。そして、その遵守履行を保護開始の条件として位置づける「就労指導指示」そのものであり(仮に、これと同様の指導指示が受給者に対してなされても違法無効となるもので、要保護段階においては弁明の機会も付与せず排除するもの)法律上、要保護者に行い得ないものである。

イ そもそも今回の対応は、**市**の「**市**」(**市**)
(以下「**市**」という。)に基づく対応であって、これ自体違法不当なものである。

(ア) **市**の内容

a 「一週間に一度、求職活動状況報告書を提出するとともに、その内容が確認できる書類もあわせて提出すること」を求める「助言指導書」を申請受理時、新規家庭訪問時、必要があればその後も一週間に一回程度交付するなどして、積極的な求職活動を行うよう求める。

b 法律が定める「14日以内」(法第24条第3項)に「就

「就労の意思」、「就労の機会」の有無を判断できない場合は、保護の決定を30日まで延長する。

- c 稼働能力に見合った求職活動を行っていないと判断される場合には、「稼働能力の活用」なしとして申請を却下する。

(イ) ■■■■■の問題点

稼働能力活用要件の判断方法を誤っている（岸和田市生活保護却下決定処分取消等請求地裁確定判決（大阪地裁平成23年10月31日判決）に照らして）

a 稼働能力

「（稼働能力は）その有無だけでなく、稼働能力がある場合にはその程度についても考慮する必要がある。」

b 意思

「申請時におかれた困窮の程度も様々であること（求職活動に要する履歴書用紙の購入費用や、面接会場までの交通費等の捻出自体極めて困難な場合も少なくない）に鑑みると、申請者に対して、その時点において一般に行い得ると考えられるあらゆる手段を講じていなければ最低限度の生活を維持するための努力をする意思があるとは認められないとすることは、申請者に不可能を強いることにもなりかねず、また国の責務として生活に困窮する国民に対する必要な保護を与えるとの理念にもとる事態を生じさせかねないものであって、相当でない」「申請者の資質や困窮の程度等を勘案し、当該申請者について社会通念上最低限度必要とされる程度の最低限度の生活の維持のための努力を行う意思があると認められる以上は、それが一般的にみればさらなる努力を

する余地があるものであったとしても、なお稼働能力を活用する意思を有しているものと認めるのが相当である」

c の活用する場

「申請者が求人側に対して申し込みをすれば原則として就労する場を得ることができるような状況であったか否かを基準として判断すべきである。」

「求人倍率等の数値から就労する場を得る抽象的な可能性があると見える場合であっても、実際に申請者が就労を開始するためには、申請者からの求人側に対する申込み、求人側との面接、求人側による当該申請者を採用するという決定、両者の間での雇用契約の締結等が必要となるのであるから、最低限度の生活の維持のために努力をしている者であっても、求人側の意向等申請者の努力によっては如何ともし難い理由によって、就労の場を得ることができないことがあることは否定できない。そのような場合にまで、抽象的には就労の場を得ることが可能であるとして、保護を行うことを認めないとするのは、最低限度の生活の維持のために努力している者に対する保護を認めないことにほかならず、これは上記立法趣旨に反するものというほかはない」

「就労の場があり、その場をいまだ利用していない場合には保護が認められないことに照らせば、ここにいう『就労の場』とは、申請者が一定限度の給与を一定期間継続して受けられるような場をいうものと解するのが相当である（例えば一日限りのアルバイト等に就労することができる場を得ることができるといったことから、保護が受けられなくなるというのはおよそ不合理であるといえよう）」

■は、確定地裁判決が示す規範に依拠しておらず、そもそも稼働能力の活用の判定において、とりわけ、判定時に最低生活が保障されていない要保護者の困窮の程度

や、求職活動を行うに必要な費用の有無や貸付けの有無などをまったく顧慮しないまま、積極的な求職活動を求め、「熱心に求職活動に取り組んでいるか判断する」とし、いわゆる真摯性にいまだ拘泥している点において、法に抵触しており、効力を有しない。

(ウ) 厚労省も [] とそれに基づく運用を違法と評価

厚生労働省社会・援護局保護課は、平成25年12月10日、全国の自治体担当者に対し、「生活保護制度の見直しに関する説明会」を開催し、その場で、前記の岸和田市生活保護却下決定処分取消等請求地裁確定判決をひき、稼働能力の活用の判定のあり方について改めて警鐘を鳴らした上で、「生活保護の申請の段階後、保護決定の前の段階において、求職活動の状況の報告を求めるのではなく、ハローワークでの具体的な求職活動を指導するなど不適切な事案が指摘された。保護の申請後、その決定、実施にあたって、保護の受給要件を満たしているかどうかを確認するために、保護申請をした方から資産、収入の状況がわかる資料、求職活動状況報告書等の資料の提出を求めることや病院への受診を助言指導することは認められているところであるが、上記のようにハローワークでの具体的な求職活動の指導等は、保護の開始決定前には認められていない。これらの指導は、保護の開始決定後に法第27条に基づく指導及び指示として行われるべきものであることを留意願いたい」としているのは、[]市の []とこれに基づいて行われた、まさに本件の「助言」に名を借りた「就労指導指示」が違法不当であることを指摘するものである。

(エ) []による被害の現実化

本件申請に先立つ平成25年10月4日、処分庁は、請求人に対して「 」と称する独自文書に記載を行わせ、相談扱いとして終了させた。 は、困窮状態を聞き取りながら、「生活保護制度の説明だけを聞きたい」、「生活保護制度以外の説明を聞きたい（例えば他の制度）」という2点にのみチェックを行わせる体裁となっており、申請意思を持っていたとしてもそれをチェックすることができない仕組みになっており、極めて問題のある文書である。

同日、請求人に作成をさせた「生活歴・現在の状況」において、「健康保険料」について「滞納あり」にチェックが入っており、当時、医療機関において診察を受けることが困難な状況に陥っていることも処分庁は認識していた。

同月29日、CWによる家庭訪問において（医療機関から回答が届く以前の時点）、既に「口頭による求職活動を助言指導」がなされていることがケース記録に明確に記録されており、これ以降、処分庁が請求人の稼働能力を見極めるために家庭訪問を行ったことはない。

すなわち、処分庁が処分の正当性の理由の一つとしている「家庭訪問時の請求人の生活状況及び生活歴等」は、医療機関による判定を行う以前のものであって、後にも先にもこの1回のみであった。

しかも、その際、請求人が生活困窮に至る事情として行った説明は、同年11月26日付請求人の生活保護申請書に記載されているとおり（出生時からの来歴・職歴・平成23年10月仕事に過呼吸発作で倒れ、救急搬送されたこと・以降、貯金を取り崩したり、同居者に援助を受けたり、就労するも発作のため長続きせず、ついに、国民健康保険も失効し、家賃滞納等食べることに事欠き、体調も悪い状態で働くことができない）、これをもって稼働能力

があると判定し得たのか全く不可解である。

同年11月1日、処分庁は、同年10月30日付の病状調査回答書（精神科）を受理し、同書には、「身体表現性障害の疑い」と記載されていた。

身体表現性障がいとは、一般に、痛みや吐き気、痺れなどの自覚的な身体症状があり、日常生活を妨げられているものの、それを説明するような一般の身体疾患、何らかの薬物の影響、他の精神疾患などが認められず、むしろ心理社会的要因によって説明される傷病である。

請求人は、2年ほど前から続発的に過呼吸発作を起こし、時に救急搬送されたこともあるほど症状は重度であって、それ以外にも日常生活において激しい動悸やめまい、息苦しさや極度の不安を感じる症状を呈しており、このことは処分庁や医療機関にも伝えており、検診を行った精神科の医師は、「身体表現性障がいの疑い」と診断している。

繰り返すが、同傷病は、一般の身体疾患等が認められないにもかかわらず、身体症状が発生する傷病であるため、内科的検査、たとえば、採血・胸部X線・心電図の各検査において異常が示されないことに特徴をもつ。

生活保護開始後、請求人がようやく医療機関において診察を受けることができ、パニック症、外出恐怖症との診断を受け、療養専念となった。処分庁が、内科的初見に「異常なし」との内容を誤解した結果、稼働能力があると判断したというのは、請求人が罹患する傷病に対する無知と無理解であることが結果的にも裏付けられている。

以上から、処分庁は、まず、請求人が稼働能力を活用を求め前提とすべき稼働能力の有無についての事実認定を誤っており、処分庁の弁明にはこうした経過が捨象されている。

b 稼働能力の活用の意思の有無についての判断の誤り

処分庁は、前記 a の誤りの結果、請求人に対し、平成 25 年 11 月 8 日に「改めて求職活動」の指導を行い、同月 15 日には「ハローワーク等を活用し熱心に求職活動を行い、継続的かつ自立を目指した仕事に就くこと。また、その結果を処分庁に挙証資料等を持参して報告すること」という就労指示文書（これ自体が違法不当であることは既述）を手交した。弁解では同月 14 日に交付したことになるが誤っており、同月 15 日の求職活動結果の呼び出し時に手交している。

請求人は、同月 9 日より、傷病の悪化を感じつつ、また、食べることに事欠く中、求職活動を行っている。

その内容は、同日のハローワークへの求職登録申込みを行い（処分庁に提出済）、週が明けた同月 12 日（月）にも同ハローワークにて求職し、その結果、サービス業の求人（求人票及び紹介状は処分庁に提出済）に対する求人応募を行い、同月 14 日にも同所で求職し、商品検査・仕上げ業の求人（求人票及び紹介状は処分庁に提出済）に対する求人応募を行い、また、同日、清掃業の求人（紹介状は処分庁に提出済）に対する求人応募を行い、同月 18 日に面接を取り付けた。なお、処分庁は、「平成 25 年 11 月 15 日までの求職活動は 2 日、求職先は 3 社であった」とするが、求職活動日のカウント（同報告書にて活動日を○で囲むよう求めている）も誤っている。

さらに、処分庁は、求職活動を報告にきた請求人に対し、これだけか。不十分である。少なくとも報告書の枠をすべて埋めよ。などと述べて、所持金がないため、面接が決まっても面接先に行く交通費や履歴書に貼付する写真などを撮影する所持金を持たない請求人に対し、もっと熱心に求職活動せよと迫った。

請求人は、その後も求職活動を継続させ、週が明けた同月18日、ハローワークにて面接を取り付けた清掃業者の面接を受け（後日、不採用通知を受領）、翌19日、軽作業を行う業者に求人応募し、同日、清掃業者（求人票及び紹介状は処分庁に提出済）にも求人応募し、翌20日、求人情報誌で見つけた業者（求人誌の切り抜きを持参し、処分庁に提出済）の求人や、衣類販売業の業者（求人誌の切り抜きを持参し、処分庁に提出済）の求人にも応募して連絡をもらうことなどを取り付けていた。なお、ハローワークでの求職活動では、請求人はここに記載報告を行った以上の求人票も打ち出し、紹介状を求めて求職相談支援の職員とともに求人先への問い合わせを行っているものもあった。しかし、問い合わせをした結果、清掃業などでトイレ清掃もあるため求人情報には記載していないものの女性でないとだめ、もう少し高齢の人がほしいということで紹介状が発行されなかった求職活動もあった。このことは請求人が、求職活動報告書を提出する際にも申し添えたが、担当CWや係長らはまったく取り合わず、そうしたものはカウントには入れないという扱いを受けた。

請求人は、同月20日、求職活動を終え、その足で処分庁に赴き、「履行期限」の前日20日、求職活動を拳証資料とともに提出報告した。

しかし、その請求人に対して、処分庁は、これだけか。不十分である。他の人なら2枚も3枚も報告書を埋めて持ってくるなどと申し向け、改めて指導指示を行った内容である「ハローワーク等を活用し熱心に求職活動を行い、継続的かつ自立を目指した仕事に就くこと。また、その結果を処分庁に拳証資料等を持参して報告すること」などと繰り返し、「履行期限」は明日正午までだと言いつつ放った。

翌11月21日、処分庁は、請求人の求職活動について、

「処分庁申請書を受理後、再三再四にわたり稼働能力を活用することを『助言』指導しているが、請求人は稼働能力を十分に活用しているとは認められない。そのため、保護要件を充足していないため本日付けで当該申請を却下する。」とした。

エ 以上は、家賃も滞納し、光熱費の支払いにも事欠くため、求職活動を行うために必要な所持金のない請求人の困窮の程度を看過し、もって、申請者に不可能を強い、請求人が自らにできる、社会通念上最低限度必要とされる程度の最低限度の生活の維持のための努力を行う意思を表明し続けているにもかかわらず、これがないとし、さらには稼働能力の活用についても、請求人が求人側に対して申し込みをすれば原則として就労する場を得ることができるような状況ではなかったにもかかわらず、これを見誤り、幾重もの判断を誤った結果、保護要件を充足する請求人に対し、却下決定を行ったものである。

かかる複数・幾重にもわたる判断の誤りを、合理的に、整合性をもって評価するとすれば、処分庁は、強固な意図をもって、請求人の申請権を侵害（10月4日の水際追い返しによる申請権侵害も含む）し、請求人が37歳（当時）と稼働年齢層にあるという一事をもって「就労可能」と決めつけ、請求人が再三にわたって体調不調と病状説明を求めていることに一切傾聴せず、また、所持金のない請求人に対してひたすらに求職活動を求め続け、請求人が自らになしうる求職活動を行い、これを挙証資料をもって報告しているにも関わらず、法定期間を超える28日間にもわたって最低生活のない状況でさらなる求職活動を求め、挙げ句の果てに [REDACTED] を墨守した結果、却下としたものである。

したがって、本件却下決定は取消を免れない。

(6) 反論書と同時に審査庁に提出のあった平成25年10月25日に処分庁が受理した請求人の資産申告書には「現金10,000円(同日現在)、預貯金D銀行39円、F銀行10,066円」との記載があること。

(7) 平成26年7月23日付けで、請求人が審査庁に対して提出した主張補充書には下記の内容があること。

ア [] の調査活動

[]市は、「改正」法施行以前より、生活保護制度に関する改革提言をおこない、[]ともいうべき運用を押し進めてきた。

その結果、[]において唯一、生活保護世帯数を減少させ、22年ぶりに生活保護費決算額もマイナスに転じさせている。

この結果は、福祉事務所の実施体制の実態と公務労働に従事する労働者の徹底した人事管理を背景に、①高齢者世帯以外に対する締め付けの強化、②主に、高齢者世帯に対する医療扶助・介護扶助の支給抑制、③扶養義務者に対する扶養義務の履行強化、といった運用によって導かれている。

「改正」法の施行を受け、全国の自治体に対し、[]が波及する恐れが強く危惧され、生存権侵害の事例があとを絶たないことから個別対応ではなく、本年4月、[]を結成し、調査活動を行った。

イ 調査の対象の一つに、[]市が[]に策定し、運用に供している、[](以下「[]」という。)も問題として取り上げられている。

これはまさに、本件審査請求で問題となった事案そのものである。

稼働能力があるとみなされた要保護者に「一週間に一度、求職活動状況報告書を提出すること」などを求める「助言指導書」を交付して、積極的な求職活動を求め、努力が不十分とみなせば、14日の法定期間内の判断を延期し、最終的には申請を却下するというものである。

「助言」指導事項として「熱心に求職活動を行い、継続的かつ自立を目指した仕事に就くこと」や「一週間にハローワークへ三回以上行き、一社以上会社の面接を受けること」など、助言指導の域を超えた、具体的な就労指示が履行期限を付して要保護者に手交されており、「助言」に名を借りた違法・無効な「指導指示」を行い、法的期間を遵守せず、また保護却下している事例が確認されている。

相談・申請段階、申請後開始決定待ち、保護利用中のいずれの稼働年齢層に対しても厳しい締め付けが行われていることが判明した。

ウ ■■■■ 活動の中で、■■■■ 市長が、■■■■ 及び本件の助言が違法であったことをすでに認めていること

■■■■ 市長は、本件請求人の事例に関する質問を受けた際、「今の国のルールからすればルール違反がありました。『ハローワークで求職活動をしていついつまでに就職すること』というのは、今のルールでは認められない。これはもう指示、指示指導にあたるので、国のルールに違反したところはこれは改めます。」と答え、本件対応の違法性を正面から認めている。

エ なお、■■■■ 市は、この調査活動の後においても、市長の回答にもかかわらず、依然として「■■■■」の行政運用を継続させており、このガイドラインは、法第27条

の2に基づく助言であり、法が「保護の実施機関は、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。」にも関わらず、「 は、要保護者からの求めが無くても適用することがある。」との行政回答にあるとおり、違法運用がなおも継続されている。

2 判 断

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定め、また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。なお、同項にいう「資産、能力その他あらゆるもの」には、諸制度による他法他施策に基づく給付及び扶助が当然に含まれると解されている。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第4の1では、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。」と規定し、局長通知第4の2は、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」と規定し、局長通知第4の3は、「稼働能力を活用する

意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」と規定し、局長通知第4の4は、「就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」と規定している。

(3) 局長通知第11の1の(2)は、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」と定めている。

(4) 「生活保護手帳(別冊問答集)2013」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)第1編第11の1の(問11の1)「保護申請者に対する指導指示」の答には、「保護の要件を欠いている場合は、申請を却下すべきことは当然であるが、支給要件が本人の努力によって、直ちに是正できる可能性がある場合には、保護の申請者は被保護者ではないから、これに対して法第27条に基づく指導指示はできないが、申請者に対し法の趣旨、制度の建前等を説明し、保護を受ける要件を満たす努力をするよう、助言援助をする程度の配慮は、保護の実施機関として必要であろう。」と規定している。

(5) 本件の経緯については、請求人と処分庁の主張に相違点はあるものの、審査請求書、弁明書及び処分庁から提出のあった証拠書類、反論書の記載から、概ね次のとおりの事実関係が認められる。

ア 請求人は、平成25年10月25日本件申請を行った。その際、前記第2の1の(1)、(4)のア及び(6)の認定事実のとおり、知人や自身の身内の援助はないことを伝え、資産は現金10,000円、預金10,105円であった。

イ 同月29日、請求人が家庭訪問を受けた際、職員Bより口頭による求職活動の助言指導を受けた。

ウ 同年11月8日、請求人は、処分庁より稼働能力ありとして、求職活動を行ったうえで「求職活動報告書」に記載し、1週間後に提出するよう助言指導を受けた。

エ 以降、同月15日、処分庁に来庁するまで3社に応募したが、さらに1週間、求職活動をするよう助言指導を受けた。

オ 同月20日、処分庁に来庁するまでに1社については挙証資料はないものの、計3社に応募するとともに、同月14日に応募した企業1社の面接を受けた。

(6) 処分庁は、前記第2の1の(1)から(4)までの認定事実のとおり、請求人が保護開始を申請したことに対し、病状調査を行ったうえで、請求人は稼働能力を有すると判断し、求職活動を行うよう助言指導したが、請求人から提出のあった求職活動状況報告書を確認したところ、請求人の求職活動の状況は十分なものではなく、真摯に求職活動を行い、稼働能力の活用を図っているとは認められないため、処分庁は、前記(1)から(4)に基づき、保護の要件を満たさないとして、本件却下決定したことが認められる。

(7) 処分庁が、請求人に対し、保護の要件を満たすためには稼働能力の活用を図る必要がある旨を説明し、具体的な求職活動を助言し、その具体的な求職活動の状況を確認するために報告を求め、その内容により請求人が稼働能力を活用しているか否かを判断したことは、前記(3)及び(4)に照らし、一定の合理性があるといわざるを得ない。

(8) しかしながら、本件の経過は概ね前記(5)のとおりであるところ、申請日より14日が経過した同年11月8日には、請求人の所持金は少なくなり、求職活動にも支障を来しているところ、前記第2の1の(3)及び(4)の認定事実のとおり、処分庁が請求人の所持金の状況について確認した事実は認められない。

また、前記第2の1の(4)のオの認定事実によると、処分庁は、請求人に対して1週間に6件程度の求職活動について助言指導し、「それ以上の求職活動はより評価できるが、努めてほしい」旨、請求人に対して説明したとされる。これに対し、請求人は、処分庁の助言指導を踏まえ、処分庁から求職活動について助言指導を受けた同月8日から20日までの間に、6件の求職活動を行っており、また、その活動内容も具体的であったことが認められる。さらには、請求人が生活し、求職活動するために必要な所持金を十分持ち合わせていなかったことを処分庁も認識していたものと判断せざるを得ないことを考慮すると、請求人による求職活動が処分庁による助言指導に反しており、または不十分であって、請求人が稼働能力の活用を図っていないとまではいえないものといわざるを得ない。

(9) 以上から、処分庁の行った本件却下決定は、前記(1)から(4)に照らし、不当な決定であるといわざるを得ず、取り消されるべきである。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成27年4月9日

審査庁 大阪府知事 松井 一



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。